

亀山市農林水産事業分担金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第18号

亀山市農林水産事業分担金条例の一部を改正する条例

亀山市農林水産事業分担金条例（平成21年亀山市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

（5）災害からライフラインを守る事前伐採事業

第3条第1項中「前条第2号から第4号まで」を「前条第2号から第5号まで」に改める。

別表に次のように加える。

災害からライフラインを守る事前伐採事業	事業に要する費用に100分の50を乗じて得た額
---------------------	-------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。